| | | | |
|---|---|---|---|
| 一般国道 | 四百二十一号 | いなべ市員弁町大泉新田字北八畝割千八百三十九番一から同市大安町高柳字馬置五百八十七番二まで | いなべ市と東海環状自動車道を連絡する道路の一部 |
| 三重県道 | 北勢多度線 | いなべ市北勢町阿下喜字樋之口百七十九番一から同市北勢町阿下喜字八反田七十四番二まで | いなべ市と東海環状自動車道を連絡する道路の一部 |
| 一般国道 | 四百七十三号 | 浜松市天竜区佐久間町川合七百八十七番一から同市天竜区佐久間町中部四百五十番五まで | 浜松市と三遠南信自動車道を連絡する道路の一部 |
| 一般国道 | 三百七号 | 京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字池ノ首六十一番七から城陽市奈島池ノ首十四番六十八まで | 城陽市及び京都府綴喜郡宇治田原町と新名神高速道路を連絡する道路の一部 |
| 一般国道 | 三百七号 | 京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字池ノ首五十九番一から城陽市奈島下小路十一番四十二まで | 城陽市及び京都府綴喜郡宇治田原町と新名神高速道路を連絡する道路の一部 |
| 京都府道 | 宇治木屋線 | 京都府綴喜郡宇治田原町大字南小字宗畑三十一番から同府綴喜郡字贄田小字伏谷十番一まで | 京都府綴喜郡宇治田原町及び同府相楽郡和束町と新名神高速道路を連絡する道路の一部 |
| 京都府道 | 宇治木屋線 | 京都府綴喜郡宇治田原町大字南小字犬打六十八番二から同府相楽郡和束町大字別所小字西山一番二まで | 京都府綴喜郡宇治田原町及び同府相楽郡和束町と新名神高速道路を連絡する道路の一部 |
| 一般国道 | 三百七号 | 京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字池ノ首五十九番一から城陽市奈島下小路十一番四十二まで | 城陽市及び京都府綴喜郡宇治田原町と新名神高速道路を連絡する道路の一部 |
| 一般国道 | 三百七号 | 京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字池ノ首六十一番七から城陽市奈島池ノ首十四番六十八まで | 城陽市及び京都府綴喜郡宇治田原町と新名神高速道路を連絡する道路の一部 |
| 城陽市道 | 東部丘陵線 | 城陽市富野中之芝八十五番二から同市奈島池ノ首十四番十五まで | 城陽市と新名神高速道路を連絡する道路の一部 |
| 一般国道 | 百七十八号 | 兵庫県美方郡新温泉町七釜字和田二百十一番一から同県美方郡新温泉町居組字井ノ尻千六百八十番一まで | 鳥取市と宮津市を連絡する道路の一部 |
| 一般国道 | 百六十八号 | 五條市大塔町阪本三百四十八番から同市西吉野町阪巻二百十七番まで | 京奈和自動車道と近畿自動車道紀勢線を連絡する道路の一部 |
| 和歌山県道 | 井関御坊線 | 和歌山県有田郡広川町大字上津木字前田羅四百三十五番二から同県有田郡広川町大字上津木字清水九百四十八番五まで | 和歌山県有田郡広川町及び同県日高郡日高町と湯浅御坊道路を連絡する道路の一部 |
| 和歌山県道 | 井関御坊線 | 和歌山県日高郡日高町大字原谷字油河五百五十一番五から同県日高郡日高町大字原谷字下垣内二百十二番まで | 和歌山県有田郡広川町及び同県日高郡日高町と湯浅御坊道路を連絡する道路の一部 |
| 和歌山県道 | 玄子小松原線 | 和歌山県日高郡日高川町大字中津川字穴後千六百四十番八から同県日高郡日高川町大字中津川字寺岡千百七番十二まで | 和歌山県及び日高郡日高川町と湯浅御坊道路を連絡する道路の一部 |
| 徳島県道 | 徳島東インター線 | 徳島市北沖洲三丁目二百二十八番一から同市東沖洲一丁目二十八番二まで | 徳島市と四国横断自動車道を連絡する道路の一部 |
| 徳島県道 | 徳島東インター線 | 徳島市東沖洲二丁目六十八番二から同市東沖洲二丁目六十八番二まで | 徳島市と四国横断自動車道を連絡する道路の一部 |
| 香川県道 | 円座香南線 | 高松市岡本町幸ノ神八百九十二番二から同市香南町大字由佐字練柳三千四百六十五番十九まで | 高松市と高松空港を連絡する道路の一部 |
| 佐賀市道 | 川副中央幹線 | 佐賀市新郷本町四十四番一から同市川副町大字福富字二本松八百五十七番まで | 佐賀市と有明海沿岸道路を連絡する道路の一部 |
| 長崎県道 | 佐世保日野松浦線 | 松浦市志佐町浦免字寺田百九十八番三から同市志佐町浦免字大浜百九十一番二まで | 松浦市と西九州自動車道を連絡する道路の一部 |

## ○国土交通省告示第七百五十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月十五日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---|---|---|
| 四国横断自動車道阿南四万十線 | さぬき市津田町津田字南比与田一九五九番二五から同市鴨部字南山田七一七〇番一まで | 平成三十年六月十六日〇時 |

## ○国土交通省告示第七百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

越又沢川四

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県魚沼市山口字惣名三ツ峯

| | |
|---|---|
| 一〇六六番七 | 一号から三号まで |
| 一〇六六番五一 | 四号から六号まで |
| 一〇六六番五二 | 十三号から十五号まで |
| 一〇六六番九 | 十六号 |
| 一〇六六番一三 | 十七号及び二十二号 |
| 一〇六五番一 | 二十号及び二十一号 |
| 字上原 | 七号及び八号 |
| 新潟県魚沼市吉平字上原 | |
| 三四〇番二 | 九号 |
| 三四〇番四 | 十号 |
| 三四〇番六 | 十一号 |
| 三三四番 | 十二号 |
| 三四〇番七 | 十八号 |
| 三九九番六 | 十九号 |
| 四四八番 | |

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

日尻沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第四千六百八号で指定した同号一六に掲げる土地の区域を除く。）

| | |
|---|---|
| 新潟県小千谷市大字上片貝字ヒジリ沢 | 一号及び二号 |
| 五三九番三 | 三号及び四号 |
| 五九二番一 | 五号 |
| 五八八番一 | 六号及び七号 |
| 五八六番一 | 八号 |
| 五八五番 | 九号 |
| 五四六番 | 十号 |
| 五三九番三 | 十五号 |
| 二八七番一 | 十一号 |
| 二八九番一 | 十二号 |
| 二九三番一 | 十三号 |
| 二九四番二 | 十四号 |
| 二九七番六 | 十六号 |
| 新潟県東蒲原郡阿賀町石間字下ノ沢 | |
| 六三二八番三 | 一号 |
| 六三二八番二 | 二号 |
| 六三二八番六 | 三号 |
| 六三二四番一 | 四号から六号まで |
| 六三二四番二 | 七号 |
| 字鹿ノ樋土字大平 | |
| 五六八〇番 | 八号 |
| 七〇四一番一 | 九号 |
| 五七四〇番一 | 十号 |

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西の河内川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域